(06) 手続き、提出書類等

設問番号	設問	
06-01	どの程度の受給額となるのか教えてください。	具体的な助成額については、実施した休業の規模や支払った休業手当の額により異なります。支給決定を行う最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。
06-02	支店ごとに雇用保険の適用事業所番号がある場合、支店ごとに申請が可能ですか。申請が可能な場合、生産指標の要件は、それぞれの支店ごとに判断するのでしょうか。すべての支店の合計の売上げが低下している必要がありますか。	雇用保険の適用事業所ごとに申請が可能です。 この場合、生産指標要件は、支店ごとに生産指標を確認しますので、全支店の売上げの合計は必要ありません。
06-03	複数月にわたる場合、まとめて申請ができますか。	休業等の計画や支給申請の単位となる期間を「判定基礎期間」と呼んでおり、支給申請にあたっては、判定基礎期間又は二若しくは三の連続する判定基礎期間の単位で事業主が任意で選択可能です。なお連続する判定基礎期間についてまとめて申請する場合は、それぞれの判定基礎期間ごとに支給申請書の提出が必要です。
06-04	支給申請書などの様式はどこでもらえますか。	雇用調整助成金の支給申請書類は、都道府県労働局及び管轄ハローワーク（一部の労働局を除く。詳しくは雇用調整助成金のお問い合わせ先一覧をご参照ください。）の助成金担当窓口で直接様式を配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロード（WORD又はPDF、一部EXCEL）できます。
06-05	支給申請書の書き方は何を参考にしたらいいですか。	受給のために必要となる手続きなどをまとめた「雇用調整助成金ガイドブック」を作成しています。 都道府県労働局及び管轄ハローワーク（一部の労働局を除く。詳しくは雇用調整助成金のお問い合わせ先一覧をご参照ください。）の助成金担当窓口で直接様式を配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
06-06	社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。	社会保険労務士が提出代行する場合は不要です。なお、支給申請事業主の事業所の従業員が申請書等を提出のみ行う場合は不要ですが、内容の修正を行う場合は委任状が必要です。
06-07	労働者代表選任届の代表者の選任方法を教えてください。	労働者代表選任届の代表者の選任方法は、労使で話し合い決めることが適切です。
06-08	会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいですか。	厚生労働省ホームページの雇用調整助成金窓口一覧を参照してください。
06-09	計画届や支給申請書は、労働局やハローワークに出向いて提出しなければなりませんか。郵送やメールで提出できますか。また、郵送した場合、郵便料金は自己負担なのでしょうか。	労働局又はハローワークの助成金窓口で受け付けているほか、郵送でも受け付けています。郵送の場合、申請期限の日までに必着ですのでご注意ください。また、郵送の費用は事業主のご負担になります。
06-10	支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。	提出した書類について、確認のご連絡をすることがあります。また、適正な支給を推進する観点から事業所への立入検査や教育訓練等の実施状況等について調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。
06-11	申請の結果はどのように連絡がきますか。	支給申請を提出した管轄労働局又はハローワークから支給決定または不支給決定の通知書を事業所宛にお送りします.
06-12	休業の予定が計画届の内容から変更になりました。何か手続きは必要ですか。	休業計画届と休業の予定が変更になった場合について、計画の範囲内で休業日が減少した場合や休業日の増加を伴わずに休業予定日のみ変更する場合、変更届は必要ありません。休業日が増えた場合は実施日の前日までに事前に変更届を提出してください。なお、郵送等により提出することができます。 詳しくは「雇用調整助成金ガイドブック」を御確認ください。
06-13	土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいでしょうか。	申請期限の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、その翌開庁日が申請期限となります。